

外部委嘱員（草の根・人間の安全保障無償資金協力）の募集

令和 8 年 2 月 3 日
在ヨルダン日本国大使館

在ヨルダン日本国大使館では、草の根・人間の安全保障無償資金協力に係る業務を委嘱できる方（外部委嘱員）を下記のとおり募集しています。

記

1. 業務内容

外部委嘱員は、在ヨルダン日本国大使館（以下、「大使館」）との委嘱契約に基づき、草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下、「草の根無償」）の案件形成・案件監理に関する大使館の業務に携わります。具体的には、担当の大使館員の指示に従い、主に以下の業務を行います。

（１）案件形成に係る業務、事前調査

対象地域の現状、課題、実施上の問題点、申請団体の案件実施能力の把握に必要な事前調査を行い、案件申請用資料の作成。

（２）案件監理

事業申請者から提出される多数の要請書を適正に審査し、申請受付から実施・完了まで進捗状況の監理。

（３）要請書、報告書等の文書の取付け

要請書や被供与団体（事業が承認された事業申請者）が提出する事業完了の報告書等、草の根無償の実施に係る文書の精査・取付けを行う。

（４）モニタリング調査（進捗管理、中間、完了）、フォローアップ（事後）調査

事業実施期間中、及び実施済み案件について、適正な案件管理のため、実施団体等と連絡を取りつつ実施状況のモニタリング及びフォローアップを実施。

（５）各種式典アレンジ

草の根無償に関する式典（贈与契約署名式、機材供与式典等）実施に係るアレンジを各関係者で行う。具体的には、大使館員の指示の下、式典の日程調整、プレス案内の作成、報道発表案文の起案、式典中の進行、式典の写真撮影等の補助。

（６）その他

大使館から外務本省、被供与団体へ提出する文書の作成、事業に関する広報活動等の補助。また、上記（１）から（５）の業務等で地方に移動し、報告書、モニタリングレポート、月次報告等を作成。

2. 外部委嘱員の位置づけ

(1) 外部委嘱員制度とは、草の根無償の効率的・効果的な実施を目的に、草の根無償に関する事前調査、補助業務等を大使館との契約に基づき、民間事業主（個人又は団体）へ委嘱する制度。

(2) 外部委嘱員は、大使館員として雇用又は派遣されるものではなく、政策判断をする権限は有していない。

(3) 外部委嘱員は、業務上知り得たことや情報を対外的に明らかにしないという守秘義務が委嘱契約によって課せられる。

(4) 委嘱契約であるため、傷害保険や入国ビザについてはご自身での手配。

3. 応募資格

(1) 大学卒業又は同等以上の学歴を有する方

(2) 事業申請者との連絡調整（英語）、要請書（英語）の理解、文書作成（日本語、英語）等が可能な方（英語による業務経験があることが望ましく、アラビア語の語学力があれば、なお望ましい。）

(3) 経済協力業務に関心を有する方

(4) パソコン操作について、一定の知識（Word、Excel 等）を有する方

(5) 担当の大使館職員や草の根無償を担当する大使館現地職員をはじめとする大使館職員と円滑な人間関係を構築できる方

4. 待遇

(1) 基本謝金： 外務省の規定に準ずる

(2) 渡航費： 航空賃（往復航空賃（原則、最短経路のディスカウント・エコノミー航空賃））、空港使用料、支度料、移転料、査証料及び予防接種料を支給

(3) 住居費： 限度額内で支給

5. 採用条件

本募集は、令和 8 年度予算の成立を条件としており、予算成立により採用が確定しますので、あらかじめご了承ください。

6. 業務場所

委嘱員が、業務上必要と判断する場合、開館時間帯に限り館内で業務することが可能です。

※在ヨルダン日本国大使館

(Between 5th and 6th Circles, Faeq Halazon Street, Basin No.21,North Abdoun,Amman, The Hashemite Kingdom of Jordan)

開館時間帯

(1) 開館日：日曜日～木曜日

(2) 開館時間：8時00分～16時45分(休憩時間：12時45分～13時45分)

(3) 休館日：金土及び大使館が定める休館日

7. 契約期間

令和8年4月下旬～令和9年3月31日(開始時期については相談可)

*各年度の委嘱契約期間は年度末(3月末)までとし、翌年度以降も最初の契約日から最長3年まで延長可能。

8. 応募方法

(1) 希望される方は、和文履歴書1通(顔写真貼付。英語能力に関し、TOEIC点数、英検資格等詳細を必ず記入)、自己紹介及び志望理由書(A4で1～2枚。自己PR及び応募の動機を記入。様式自由(履歴書の中に記載欄があればそれでも可))、及び語学力を客観的に証明する情報(各種証明書の写し等)を下記連絡先までメールにて、送付下さい。

(2) 応募書類は、Word、Excel、PDF、JPEG/TIF(スキャナ取り込み画像)形式のいずれかで作成願います。

(3) 履歴書には、連絡先、電話番号、メールアドレスに加え、当地以外に在住の方は、希望するオンライン会議の手法があればその手法を明記してください(希望がない場合、Microsoft Teams等の利用を想定しています)。

(4) 応募締切：令和8年2月19日(木)(必着)

なお、ご提出いただいた個人情報については、選考の目的のみに利用することとし、外部へ流出することのないように管理いたします。

9. 選考方法

(1) 一次審査：書類選考

(2) 二次審査：面接選考(一次審査合格者のみ)

10. 応募・問い合わせ先

在ヨルダン日本国大使館 経済・開発協力班 樋口、野田

メールアドレス：recruit@am.mofa.go.jp

応募の際のメールの件名には必ず、「草の根無償外部委嘱員応募(氏名)」とご記載の上、上記メールアドレスまで送付をお願いします。

